

中津川市立福岡中学校 P T A 規約

第 1 章 名称

第 1 条 本会は、福岡中学校 P T A と称し、事務局を福岡中学校におく。

第 2 章 目的及び事業

第 2 条 本会は、任意の保護者と教職員が協力して、家庭と学校と社会における生徒の幸福な成長をはかることを目的とする。

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 学校、家庭及び社会における生徒の福祉に関すること
- 2 家庭生活及び社会の水準を高めるための、会員の研修に関すること
- 3 学校及び地域の教育環境の整備に関すること
- 4 その他、本会の目的を達成するために必要なこと

第 3 章 会員

第 4 条 本会の会員は、本校に在籍する生徒の保護者並びに、本校に勤務する教職員とする。

第 4 章 役員

第 5 条 本会に次の役員をおく。

- 1 会長 1 名
- 2 副会長 5 名
- 3 会計 1 名
- 4 書記 2 名 (学校 2 名)
- 5 学年委員長 3 名
- 6 学級委員 1 2 名 (各学級男女各 1 名)
- 7 家庭教育委員 6 名 (各学級委員のうち 1 名が兼ねる)
- 8 広報委員 6 名 (各学級委員のうち 1 名が兼ねる)
- 9 地区委員長 5 名 (田瀬, 下野, 川西, 川東, 高山)
- 1 0 地区委員 1 0 名 (田瀬, 下野, 川西, 川東, 高山から 2 名ずつ)
- 1 1 顧問 校長
- 1 2 監査委員 1 名

第 6 条 役員任期は次の通りとする。

- 1 本会の役員任期は 1 年とする。但し再選は妨げない。
- 2 役員補欠選任の場合は、前任者の残任期間とする。

第 5 章 役員の仕事

第 7 条 役員の仕事は次の通りとする。

- 1 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある場合はその職務を代理する。また、副会長は、広

報委員長，家庭教育委員長，校外指導委員長，部活動育成委員長を兼ねる。

- 3 会計は，この会のすべての収入，支出を正確に記録し，総会において会計監査を終えた決算の報告をする。
- 4 書記は，この会に関する記録，通信，連絡，その他一切の庶務を行う。
- 5 各委員会の委員長は，それぞれの委員会活動の企画，運営にあたる。
- 6 地区委員長は，地区及び会相互の連絡をはかり，地区の活動を推進する。
- 7 地区委員は，生徒の校外生活指導並びに地区の会員相互の連絡をはかり，本会の目的達成に努める。

第6章 役員の選出

第8条 役員の選出は次の通りとする。

- 1 会長、副会長、会計は選挙管理委員のもと、予備選挙による投票で候補者を選出し、本選挙にて会長、副会長・会計を選出する。ただし過去に本部役員を経験したものは除外とする。
- 2 予備選挙は、田瀬・下野・川西・川東・高山地区に分け、各地区より連名投票し、男女各数名を選出する。なお、選出人数は選挙管理委員会により決定する。
- 3 選出されたものは選挙管理委員よりその旨を通知し、期日までに辞退届が提出されない場合は承諾したものとする。また辞退届は本選挙投票時に公開され、次点者が繰り上げ選出されることとする。
- 4 本選挙は、予備選挙にて選出された者より投票し、**得票数の多い男女それぞれ4名より最上位者を会長、上位より6名を副会長・会計（副会長5名・会計1名）とする。残りの1名については予備候補とする。**
- 5 会計1名については、**副会長・会計候補者から選出する。**
- 6 各学年委員長は学級委員の互選による。
- 7 学級委員は，各学級男女各1名を投票により選出する。
- 8 学級委員のうち1名が家庭教育委員，もう1名が広報委員となる。
- 9 校外指導委員は，**校外指導委員長**と地区委員で構成する。
- 10 地区委員長は，各地区委員の互選により選出する。
- 11 地区委員は，前年度の地区委員が中心となり，次のように各地区で互選より選出する。

田瀬	矢平・宮脇・上田瀬から	2名	下野	見佐島から	2名
	下田瀬・田瀬坂から			本郷・東組・田代から	
川西	大萱・向田瀬・芝ヶ瀬から	2名	川東	上の平・野尻・山の田・小池から	2名
	田之尻・松尾・夏焼から			宮下・中組・栄町から	
高山	中上・大上・西組から	2名	合計10名		
	知原・下組から		植苗木・長根1・長根2から		
	木積沢・若山から				

- 12 監査委員は、本部役員会で委嘱する。
- 13 会長以外の役員に欠損が生じた場合は、実行委員が選任し、これを補充する。

第7章 推薦委員会

第9条 推薦委員会は、次の通りとする。

- 1 推薦委員会は、本部役員及び、地区委員長をもって構成する。推薦委員会は、互選により、正、副委員長を各1名選出する。
- 2 推薦委員会は、選挙にあたり、選挙管理委員を数名選出する。

第8章 選挙管理委員会

第10条 推薦委員会より選出された選挙管理委員をもって構成し、互選により正、副委員長を選出する。

第9章 総会

第11条 総会は、次の通りとする。

- 1 総会は毎年1回開催する。但し、必要がある場合は臨時に開催することができる。
- 2 総会は会員の過半数をもって成立する。但し委任状も認める。
- 3 総会の議決は、出席者の過半数の同意を得て決定する。

第12条 総会は、次のことを行う。

- 1 選挙結果の報告、及び承認
- 2 前年度の活動、並びに会計決算報告の承認
- 3 本年度の活動計画案、並びに予算案の審議、決定
- 4 規約の変更、承認に関すること
- 5 その他、必要な事項

第10章 役員会

第13条 本会に、本部役員会、総役員会を置く。

- 1 本部役員会は、会長、副会長、会計及び顧問、書記をもって構成する。
- 2 総役員会は、全役員をもって構成し、必要に応じて開催し、活動の円滑な遂行にあたる。

第11章 委員会

第14条 本会の事業を推進するために、次の委員会を置く。

- 1 学年委員会…家庭と学級とが緊密な連絡をはかり、生徒の心身の健全な発達をはかる。
- 2 地区委員会…各地区の活動、企画、運営の推進にあたる。
- 3 家庭教育委員会…会員の研修と、会員相互のネットワーク形成を進めるための活動を行う。
- 4 広報委員会…PTA活動の啓発、文化活動の向上をはかる。
- 5 校外指導委員会…生徒の生活環境の整備をはかる。

第12章 会費

第15条 本会のすべての経費は、会費、寄付金、及びその他の収入をもって充てる。

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第17条 本会の会費は、年額3300円とする。

第13章 監査

第18条 本会の監査は、会計の監査を行い、総会において報告する。

第14章 規約の改正

第19条 規約は、総会において出席者の過半数の同意によって改正する。

この規約は、昭和61年 4月1日より施行する。

この規約は、昭和63年 4月1日より施行する。

平成2年4月26日、PTA総会にて一部改正。

平成4年4月24日、PTA総会にて一部改正。

平成17年4月29日、PTA総会にて一部改正。

平成19年4月28日、PTA総会にて一部改正。

平成20年2月8日、臨時PTA総会にて一部改正。

平成21年2月6日、臨時PTA総会にて一部改正。

平成23年4月23日、PTA総会にて一部改正。

平成27年11月28日、臨時PTA総会にて一部改正。

令和2年度、PTA総会にて一部改正。

令和3年度、日臨時総会にて一部改正。

福岡中学校PTA慶弔規定 平成17年4月29日改訂

- 1 会員の死亡
 - ・淋見舞(3,000円)
 - ・弔電
 - ・香典(5,000円)
 - ・生花一基(9,000円程度)→学校職員とで一对とする
- 2 生徒の死亡
 - ・淋見舞(3,000円)
 - ・弔電
 - ・香典(5,000円)
 - ・生花一对(18,000円程度)
- 3 その他〔会員の結婚・会員の病氣見舞い(一ヶ月以上の入院)・餞別等〕，必要と考えられる場合は、本部役員会にて協議決定する。
- 4 各学年でこれにあたる場合は、学年委員会にて協議決定する。